

公益社団法人

山形法人会 ニュース



<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yamagata/>

山形法人会

検索

9

vol.512
September 2025

第3回 理事会並びに正副支部長会議

— ● ～全法連 功労者表彰受彰 井上真一副会長～ ● —

令和7年8月8日(金)パレスグランデールにおいて、「第3回理事会並びに正副支部長会議」が開催されました。ご来賓に山形税務署幹部の方々にもご臨席を賜り、36名が参加いたしました。

総会に先立ち、「全法連功労者表彰」の伝達が行われ、全国法人会総連合の総会において、井上真一副会長（㈱井上糸屋）が功労者表彰を受賞され、鈴木吉徳会長より伝達表彰が行われました。長年にわたり全法連の税制委員・税制常任委員として税制改正要望事項の取りまとめに尽力されたご功績に対して贈られたものです。ご受賞誠にありがとうございます。

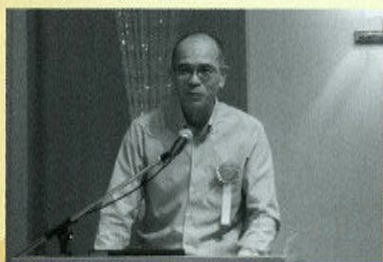


受賞者 井上真一副会長

議事では、第3回理事会までの令和7年度事業報告や令和8年度税制改正要望の審議経過などが報告され、いずれも原案通り承認されました。また、支部の再編についての進捗状況が報告されました。

7月に着任された、山形税務署 長尾昭彦署長よりこれまでの多岐にわたるご経験から貴重なご講話を頂戴し、また、キャッシュレス納付の推進についてもご説明いただきました。続いて、山形税務署 船木一幸副署長と山形税務署 法人課税第一部門 宮本仁統括国税官よりご挨拶をいただきました。

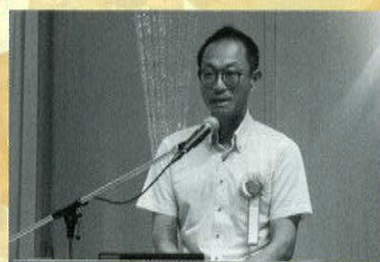
理事会の終了後には懇親会が開催され、会員の皆様が懇親を深め賑やかに盛会となりました。



山形税務署 長尾昭彦 署長



山形税務署 船木一幸 副署長



山形税務署 宮本 仁 法人一統括官

もっと
素敵に！
カーライフ



山形トヨタ

<https://ytj.jp>

本社／山形市南一番町11-16

各店舗の情報は

QRコードを

Check !!



ローリングストック法って？南海トラフ巨大地震に備えて

食品ロス問題ジャーナリスト 井出留美

ローリングストック法(※1)って聞いたことがありますか？ 日持ちのする食品を多めに買って置いて、それを使ったら使った分だけ買い足していき、常に自宅に一定量の食料を備蓄しておく方法です。私は以前、非常袋にレトルトがゆを入れておいて、何年もたってから賞味期限が切れていることに気付いたことがあります。これでは食品ロスになってしまいますね。ローリングストック法は非常袋に入れるのではなく、日常的に使っては備蓄していく方法です。

「フェーズフリー(※2)」という言葉があります。フェーズ(区切り)をなくす、という意味で、日常と非日常の区切りをなくし、身の回りの物やサービスを、日常時にも非常時にも役立つようにする考え方です。備蓄食品を普段から使っていれば、備蓄が循環するので知らずに期限が切れていることもなくなり、家庭からの食品ロスを減らすことができます。

南海トラフ巨大地震が想定される自治体139市町村を対象に、日本経済新聞社が備蓄状況を調べたところ、6割で主要8品目(※3)のいずれかがゼロだったそうです。私は、自身の誕生日に発生した東日本大震災の食料支援がきっかけで会社を辞めて独立しました。東日本大震災では市役所の倉庫なども被災してしまい、支援物資が行き届かないことがありましたし、その後に起きた自然災害でも同様のことがありました。自治体で備えることも大切ですが、行政に依存し過ぎず、自分自身が備えることも重要です。

また、自宅や行政だけでなく、企業などの事業者も備蓄は必須です。内閣府は企業に対し、災害時帰宅困難者のガイドラインを策定して「3日分の非常用備蓄用品」を備えることを求めています。事業者で備蓄する場合、量が多いから入れ替えの時は大変ですね。

パンの缶詰で「救缶鳥プロジェクト(※4)」というのをご存じですか？ パンの缶詰を備蓄として買って置き、賞味期限が切れる前に再購入する場合、今まで保管していたものを寄付することができるのです。パンの缶詰の製造会社が引き取って、世界の紛争地や国内の被災地などへ運んでくれます。備蓄の寄付を通して、企業・組織の社会貢献活動としてアピールすることもできます。

自宅ではローリングストック法で備え、企業・組織では備蓄の入れ替え時に寄付することで社会貢献。このような防災に取り組んでみるのはいかがでしょうか。

<参考情報>

※1：ローリングストックについて(日本気象協会)
<https://tenki.jp/bousai/knowledge/49a23a0.html>

※2：フェーズフリーとは(フェーズフリー協会)
<https://phasefree.or.jp/phasefree.html>

※3：備蓄の主要8品目
 食料、毛布、乳児用粉・液体ミルク、子ども用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレト
 ペーパー、生理用品

※4：救缶鳥プロジェクト(パン・アキモト)
https://www.panakimoto.com/products_kyucancho/

会議やお子様のイベント
ご法要など用途に合わせてご用意いたします。



三段 弁当

1,800円(税込)



二段 弁当

2,300円(税込)



引き出し弁当

二段 3,000円
三段 4,800円

ホテルの味をもっと身近に。

山形七日町ワシントンホテル

0120-881-880 写真はイメージです

・配達可能エリア：山形市 ・配達可能時間：11:00~17:00
 ・お電話のみの受付となります ・お渡し日の3日前までにご予約ください
 ・一か所5個以上からご予約いただけます

【税務署ばなし】 どぶろく特区のはなし

酒類を製造する場合は、免許が必要！

酒類を製造しようとする場合には、酒税法に基づき、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長から製造免許を受ける必要があります。

製造免許を受けるためには、税務署に製造免許申請書を提出し、税務署では、提出された申請書に基づき、申請者の法律の遵守状況や経営の基礎の状況、製造技術能力、製造設備の状況などのほか、製造免許を受けた後1年間の製造見込数量が一定の数量（最低製造数量基準）に達しているかどうかを審査し、これらの要件を満たしていれば製造免許が付与されることになります。

製造免許の要件の1つである「最低製造数量基準」とは、酒類の品目によって基準は異なりますが、その他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」です。）であれば年間6キロリットル製造できる設備、能力がなければ絶対に免許を与えないという規定です（酒税法第7条第2項）。

どぶろく特区とは？

「どぶろく特区」とは、特区内において、農家民宿や農家レストランなど「酒類を自己の営業場において飲用に供する業」を営んでいる農業者（特定農業者）で、構造改革特別区域計画における特定事業の実施主体に該当する者（認定計画特定農業者）が、特区内で自らが生産した米を原料として濁酒を製造しようとする場合には、酒税法に定める製造免許の要件のうち、最低製造数量基準（6キロリットル）を適用しないというものです。しかし、それ以外の要件は特区認定されていない地域の製造免許と同じであり、また、免許取得後の記帳義務や酒税の納税申告書の提出及び納税、各種届出義務等については、通常の製造免許取得者と同じです。「特区に認定された地域では誰でも造れる。」というものではありません。

どこが認定されている？

令和7年3月末現在、山形県内においては、10市町がどぶろく特区の認定を受けており、このほか、果実酒特区は3市、リキュール特区は3市町が認定を受けています。

【参考】

構造改革特別区域法による酒税法の特例措置の認定状況一覧（令和7年3月認定分まで）

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/30/03/01.pdf>

まもなく、新米の収穫が始まりますが、安易に「特区認定を受けたから、どぶろくを造ろう！」などと思っ
てはいけませんよ！



でん でん でん 六豆
うま〜い豆♪

でん六 DENROKU
株式会社 でん六
本社 〒990-8506 山形市清住町3丁目2-45 TEL:023-644-4422
蔵王の森工場 〒999-3104 上山市蔵王の森1番 TEL:023-676-2666

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

①e-Taxの利用開始
手続(初回のみ)

②ダイレクト納付口座
の届出(初回のみ)

③e-Taxで
申告・納税

④口座引落とし
で納付

① 所得税・消費税の
依頼書の提出
(初回のみ)

→

② 確定申告

→

③ □座引落し
で納付

銀行



納付方法 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzel.noufu.jp>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。

2025. 9

全国の法人会 令和8年度税制改正に関するアンケート結果

(集計枚数：13,217枚)

全法連では、「税制改正に関する提言」を取りまとめるにあたり、毎年、全国の法人会税制委員や役員を中心に税制アンケートを実施しています。

山形法人会では、税制委員の皆様にはアンケートにご回答いただきました。ご協力を賜りありがとうございました。税制改正に関するアンケートの結果は下記のとおりです。



問1 中小企業向け税制

令和8年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制（法人税関係）で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

- | | |
|-------------------------|-------|
| ① 法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等 | 66.7% |
| ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充 | 42.5% |
| ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充 | 63.6% |
| ④ 役員給与の損金算入の拡充 | 32.0% |
| ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大 | 22.6% |
| ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充 | 20.3% |
| ⑦ その他 | 3.2% |

問2 企業の賃上げ

政府は「物価上昇に負けない賃上げを定着させる」としており、引き続き、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 賃上げをする | 46.3% |
| ② 賃上げを検討したい | 26.4% |
| ③ 賃上げは難しい | 19.7% |
| ④ 賃上げをするか決めていない | 5.8% |
| ⑤ その他 | 1.8% |

問3 価格転嫁

人件費や仕入価格などの上昇分について、あなたの会社では商品・サービスの価格に転嫁できていますか。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 人件費 | |
| ① おおむね価格転嫁できている | 15.1% |
| ② 多少ではあるが価格転嫁できている | 45.0% |
| ③ 価格転嫁できていない | 33.1% |
| ④ 価格転嫁はしない | 3.8% |
| ⑤ その他 | 3.0% |
| (2) 仕入価格（その他経費） | |
| ① おおむね価格転嫁できている | 21.5% |
| ② 多少ではあるが価格転嫁できている | 44.5% |
| ③ 価格転嫁できていない | 26.8% |
| ④ 価格転嫁はしない | 3.1% |
| ⑤ その他 | 4.1% |

問4 消費税／インボイス制度①

課税事業者の方にお聞きします。インボイス制度が導入されて2年目となりますが、どのような負担が増えたと思いますか。以下より3つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業 | 41.3% |
| ② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業 | 41.4% |
| ③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応 | 42.8% |
| ④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作 | 26.2% |
| ⑤ 従業員への社内教育・研修 | 7.3% |
| ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増 | 17.1% |
| ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増 | 8.7% |
| ⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増 | 19.2% |
| ⑨ 特に問題なく対応できている | 15.9% |
| ⑩ その他 | 2.7% |

問5 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- | | |
|---|-------|
| ① これまでと変わらず取引を行う | 55.4% |
| ② 課税事業者ではない取引先とは、すでに取引を抑制等している | 9.7% |
| ③ 免税事業者からの課税仕入れを80%控除できる令和8年9月末日までは取引を行うが、それ以降は取引を再考したい | 14.5% |
| ④ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後は取引を再考したい | 13.1% |
| ⑤ 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない | 3.1% |
| ⑥ その他 | 4.2% |

問6 事業承継／後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 子や子以外の親族に事業承継する（後継者本人も承諾している） | 31.0% |
| ② 親族外に事業承継する（後継者本人も承諾している） | 5.5% |
| ③ 後継者は決まっていない（後継者候補に意思を確認 | |

ウイルス・ニオイ対策に！

次亜塩素酸 空間除菌脱臭機

ziaino
ジアイーノ



次亜塩素酸による空気清浄
(気液接触方式)

食塩水を電気分解することで次亜塩素酸（電解水）を生成。その次亜塩素酸（電解水）を含浸したフィルターに汚れた空気を通過させる「気液接触方式」で汚れた空気を除菌・脱臭します。また、揮発した次亜塩素酸が付着菌を抑制します。

詳しくはこちら▶



Panasonic 山形パナソニック 〒990-2401 山形市平清水1丁目1番75号 TEL.023-622-5402

- していないを含む）
 ④ 事業を売却する 27.9%
 ⑤ 事業承継はせず廃業する 2.2%
 ⑥ 事業承継はせず廃業する 4.8%
 ⑦ 当面、事業承継を行う予定はない 21.4%
 ⑧ その他 7.2%

問7 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。本年度の改正では、納税猶予制度の特例措置において役員就任要件の見直しが行われました。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する 12.9%
 ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める 47.6%
 ③ 納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める 29.6%
 ④ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める 45.8%
 ⑤ その他 8.5%

問8 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す 26.4%
 ② 家屋の評価方法を見直す 31.0%
 ③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す 62.7%
 ④ 免税点を大幅に引き上げる 27.9%
 ⑤ その他 5.1%

問9 所得税／基礎控除等

今回の税制改正では、物価上昇局面における税負担調整の観点から所得税の基礎控除が58万円に、そして就業調整にも対応する観点から給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられ、所得税が課税されない給与収入額が103万円から123万円（年収200万円以下は160万円）に拡大されます（令和7年2月時点）。国民民主党はさらなる引き上げ（178万円）を求めています。このことについてどう考えますか。

- ① 国民の手取りを増やすため、課税最低限をさらに引き上げるべき 42.9%

- ② 安定財源を確保するのであれば、課税最低限のさらなる引き上げに賛成 29.1%
 ③ 今回の改正で十分である 16.2%
 ④ 課税最低限の引き上げには反対 6.2%
 ⑤ その他 5.6%

問10 厚生年金の適用範囲の拡大

現在、従業員51人以上の企業で週20時間以上働き、年106万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は厚生年金の加入対象となっていますが、2035年までに段階的に企業規模要件（従業員〇〇人以上）を撤廃していくことなどが議論されています。いわゆる「106万円の壁」が撤廃されることについて、どう考えますか。

- ① 人材を確保するためにはやむを得ない 31.1%
 ② 企業負担が増えるので反対である 30.7%
 ③ この段階では判断できない 34.1%
 ④ その他 4.1%

問11 厚生年金の企業負担割合

政府は、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減」措置として、労使折半となっている保険料を年収151万円未満までは企業側がより多く負担できる仕組み（企業負担割合は労働者と事業主の合意）が検討されています。この措置についてどう考えますか。

- ① 人材確保につながるので企業側がより多く負担してもよい 5.6%
 ② 企業の負担軽減策が講じられるのであれば企業側が多少負担してもよい 30.6%
 ③ 企業の負担軽減策が講じられたとしても企業側の負担は増えるので反対である 40.0%
 ④ この段階では判断できない 21.8%
 ⑤ その他 2.0%

問12 行財政改革

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国・地方においては、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 無駄な予算の排除や歳入の効率化 66.2%
 ② 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲 23.1%
 ③ 公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制 33.5%
 ④ 議員数の削減および歳費等の抑制 61.9%
 ⑤ 客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証 15.7%
 ⑥ 特殊法人や独立行政法人の見直し 33.6%
 ⑦ デジタル化による業務改革 14.3%
 ⑧ 積極的な民間活力の導入 17.1%
 ⑨ その他 2.2%



人と人をつなぎ 幸せを創り
社会に貢献します。

Okaze
OKAZE CORPORATION

株式会社大風印刷
〒990-2338
山形市蔵王松ヶ丘1-2-6
Tel.023-689-1111



WEB

第17回 小学生税に関する 絵はがきコンクール受賞作品



女性部会では、小学生への租税教育活動として、小学6年生を対象に税に関する絵はがきコンクールを毎年実施しています。令和6年度は山形県内138校から3,523枚のご応募をいただきました。その中から、山形県の選考会で入賞された36作品を順次ご紹介していきます。

※学校名は令和6年度在籍のものです。

山形法人会 優秀賞



山形市立第四小学校
駒林 璃久さん



山形市立本沢小学校
菅野 和玖さん



山形市立みはらしの丘小学校
山澤 麻衣子さん



山形市立南山形小学校
奈良崎 陽莉さん



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
山形支社/
山形県山形市諏訪町1-1-1(センチュリープレイス山形4F)
TEL 023-641-2852

AIG AIG損害保険株式会社
山形支店/
山形県山形市七日町3-5-20(AIG山形ビル3F)
TEL 023-622-4322



発行 公益社団法人山形法人会 編集 広報委員会

〒990-0031 山形市十日町1-2-30 D'グラフォート十日町タワー203 TEL023-632-7852(代) FAX023-632-5787